

こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験 配慮申請に関する留意事項

障害等のために受験するに当たり配慮が必要な場合、受験申請と併せて配慮申請を行うことでその障害等の状況によって配慮対応を受けることができます。

<申請方法>

- ① 申請を希望される場合は 2026 年 12 月 18 日（金）までに当センターまで事前相談ください。
- ② 申請には「受験上の配慮申請書」及び「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳」等の写しの提出が必要です。
- ③ 「受験上の配慮申請書」は受験申請画面からダウンロードし必要事項を記載してください。
- ④ 受験申請「受験上の配慮を希望」欄の「あり」にチェックを必ず入れてください。
- ⑤ 申請書等必要書類は受験申請とともに受験申請画面からアップロードしてください。
- ⑥ 配慮対応に関する申請の締め切りは受験申請同様 2027 年 1 月 20 日（水）です。
- ⑦ 申請書類等の不備があり補完指示があった場合は、指定期日までに提出ください。
- ⑧ 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳」等の写しの提出ができない場合は、事前に当センターまでご相談ください。

<審査と決定>

- ① 配慮対応は、ご希望される対応を必ず受けられることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する配慮対応に合理性が認められ、かつ医師の診断書等の添付により、その必要性が客観的に確認できる場合にのみ認められます。また、不正防止・公平性の観点及び会場の設備的・技術的制約・安全性の確保により対応できないと判断した場合は認められません。
- ② 決定された「受験上の配慮事項」は受験票と併せてメールにて通知します。

<注意事項>

- ① 受験に際し介助者が必要な場合、配慮対応を申請したうえで、受験者自身が介助者を手配してください、なお、介助者は試験実施前後のみ試験監督者の許可を得て入室でき、入室中は試験監督者の指示に従ってください。
- ② 問題の読上げ及び代筆解答にて受験する場合、問題の読上げ及び解答の代筆は試験監督者が対応します。
- ③ 車椅子に乗車したままで受験を希望する場合、「受験上の配慮申請書」に必ず車椅子のサイズを記載してください。
- ④ 別室での受験を希望する場合、原則 2 名以上 8 名以下の複数人数の試験室になります。なお、個室での受験（受験者 1 名の試験室）は文字解答、チェック解答等試験時間の延長が認められた場合のみ対応する場合があります。やむを得ない理由で個室受験を希望する場合は、理由を記載してください。